建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月24日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　小川建設株式会社　小川　高司　東京都目黒区洗足２－７－23　国土交通大臣許可（般－23）第24436号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年２月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月24日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　スポーツサーフェス株式会社　羽鳥　　昇　東京都中央区日本橋室町４－２－10　国土交通大臣許可（般・特－27）第19806号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年２月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月24日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山加電業株式会社　三森　　茂　東京都豊島区南池袋１－10－13　国土交通大臣許可（般・特－25）第2837号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年２月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月24日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ワロム産業株式会社　髙橋　広明　東京都立川市富士見町４－７－28　国土交通大臣許可（般－24）第11273号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（しゆんせつ工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年２月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月24日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジャパン建材株式会社　小川　明範　東京都江東区新木場１－７－22　国土交通大臣許可（般－28）第21853号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年２月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

「横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業計画段階環境配慮書」の縦覧及び意見聴取について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三第一項の規定に基づき、「横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」）を作成したので、環境影響評価法第三条の七第一項及び公有水面の埋立てまたは干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年六月十二日農林水産省・運輸省・建設省令第一号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年三月二十四日

国土交通省関東地方整備局長　大西　　亘

一　事業予定者の名称、代表者の氏名及び事業予定者の住所

事業予定者の名称
国土交通省関東地方整備局
横浜市

代表者の氏名
国土交通省関東地方整備局長　大西　　亘
横浜市長　林　　文子

事業予定者の住所
国土交通省関東地方整備局
埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一号
横浜市
神奈川県横浜市中区港町一丁目一番地

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称
横浜港港新規ふ頭公有水面埋立事業

対象事業の種類
公有水面の埋立て

対象事業の規模
面積　約百四十ヘクタール

三　事業実施想定区域
横浜港港湾区域内

四　配慮書の縦覧場所、時間及び期間

縦覧の場所及び時間

国土交通省関東地方整備局
神奈川県横浜市中区北仲通五丁目十七番地　横浜第二合同庁舎十三階　情報公開室
縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所
神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番地七号　閲覧室
縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

横浜市港湾局政策調整課
神奈川県横浜市中区山下町二番地
縦覧時間　午前八時四十五分から午後五時十五分まで

横浜市環境創造局環境影響評価課
神奈川県横浜市中区真砂町二丁目二十二番地
縦覧時間　午前八時四十五分から午後五時十五分まで

横浜市磯子区役所区政推進課
神奈川県横浜市磯子区磯子三丁目五番一号
縦覧時間　午前八時四十五分から午後五時まで

横浜市神奈川区役所区政推進課
神奈川県横浜市神奈川区広台太田町三番地八
縦覧時間　午前八時四十五分から午後五時まで

横浜市金沢区役所区政推進課
神奈川県横浜市金沢区泥亀二丁目九番一号
縦覧時間　午前八時四十五分から午後五時まで